

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和4年(2022年)5月22日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央三丁目19番1号 中野区中部すこやか福祉センター入口
付近

(3) 事故発生状況

相手方が、中野区長選挙及び中野区議会議員補欠選挙の投票を行うため、投票所が設けられている中野区中部すこやか福祉センターを訪れ、同センター入口の自動ドアをベビーカーを押して通過したところ、上記(2)の事故発生場所に落ちていた画びょうが当該ベビーカーの左後輪に刺さり、当該左後輪が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害1,000円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和4年(2022年)8月23日

5 区の賠償責任

本件事故は、中野区中部すこやか福祉センターにおける投票所の設置に当たり使用した画びょうが同センター入口付近に落ちていたことにより生じた事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損したベビーカーの左後輪の修理費1,000円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から所属の職員全員に対し注意喚起を行い、投票所に係る安全点検の徹底を図った。

【報告案件2】

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和4年（2022年）4月19日

(2) 事故発生場所

東京都中野区上高田一丁目3番先路上

(3) 事故発生状況

相手方は、上記(2)の事故発生場所の区道を自転車で北方面に向かって走行していたところ、当該区道上に設置されていた排水溝の蓋がずれていたことにより生じた隙間に当該自転車の前輪が挟まり、相手方が転倒した。この事故により、当該自転車及び相手方がかぶっていたヘルメットが破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害10,279円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和4年（2022年）9月15日

5 区の賠償責任

本件事故は、区道上に設置されていた排水溝の蓋がずれて隙間が生じていたことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した自転車の修理費と破損したヘルメットの代わりに新たに購入することとなったヘルメットの購入費との合計10,279円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

上記2(2)の事故発生場所の排水溝の蓋の隙間を解消するとともに、区道上に同様に設置されている排水溝の蓋の状況について確認を行った。